

共学化に関する意見交換会提出資料

令和7年12月20日
浦和市岸町公民館第一会議室
浦和一女卒業生

■ 意見書

県教育委員会の「共学化方針」の法的根拠の弱さについて

(行政法・教育法の観点からの整理)

共学化は→①法的根拠無し ②教育委員会の権限逸脱(管理・執行のみ。制度変更不可)

1. 国の法律に「共学義務」は存在しない

教育基本法第5条は「男女共学は認められなければならない」と規定しているが、文部科学省の公式解説では

- 共学を禁止してはならない
という意味であり、
- 共学を義務づける趣旨ではない
と明確に説明されている。

したがって、国法上、共学化を義務として推進する根拠は存在しない。

2. 埼玉県男女共同参画推進条例は「理念法」であり、共学化の根拠にはならない

条例第9条二は

- 「学校教育における男女共同参画を促進するよう努める」
と規定するが、これはあくまで**努力義務**である。

条例には

- 共学化
- 別学の禁止
- 共学推進の義務
といった規定は一切存在しない。

したがって、条例を根拠に共学化を義務的に進めることはできない。

3. 教育委員会の権限は「管理・執行」に限定される

教育委員会の法的権限は、

- 学校の設置
- 管理運営
- 教育課程の編成
などに限定される。

一方、

「共学・別学の制度選択」は教育制度の本質に関わる事項であり、法律や条例の裏付けなしに行政判断のみで義務化することはできない。

4. 共学化は「教育内容」ではなく「制度変更」であり、行政裁量の限界を超える行政裁量は広く認められるが、

- 住民の権利義務に重大な影響を与える制度変更
- 法律の根拠が必要な領域
では、裁量は大幅に制限される。

共学化は

- 学校選択の自由
- 教育の多様性
- 別学という合法的教育形態の廃止
を伴う重大な制度変更である。

したがって、行政裁量のみで強行することは法的に脆弱である。

5. 別学は国法上も認められており、違法性はない

国立大学附属、私立中高、公立中高の一部など、別学は全国で合法的に存在している。

つまり、別学は法的に認められた教育形態であり、県教委が「廃止すべき」とする法的根拠は存在しない。

6. 県教委の共学化方針は「政策判断」であり、法的義務ではない

県教委自身も「条例の理念に沿って」「主体的に」と説明しており、これは法的義務ではなく政策判断である。政策判断は

- 法律の裏付け
 - 住民の意見反映
 - 合理的理由
が必要だが、共学化にはこれらの要件が十分に示されていない。
-

【まとめ】

県教委の共学化方針は、

- 国法の根拠なし
 - 県条例の根拠なし
 - 教委の権限を超える可能性
 - 行政裁量の限界を超える制度変更
 - 別学の合法性を無視
 - 政策判断の要件が不十分
という点から、法的に極めて脆弱である。
-

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 21 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。